

地方分権改革の推進に関する意見

地方分権改革について、本年4月に発足した地方分権改革推進委員会は、地方政府の確立を目指す政治改革としてとらえ、2年以内に政府に対する勧告をまとめるとしている。また、政府も、経済財政改革の基本方針2007において、「国が地方のやるべきことを考え、押し付けるといふ、今までの国と地方の関係を大胆に見直し、『地方が主役の国づくり』を目指す」としているところである。

しかし、国の関与・義務付けの廃止や二重行政の解消など300余の地方の要求について、地方分権改革推進委員会が9月にまとめた各省庁の見解においては、前向きなものが1割にとどまるとされているなど、各省庁の地方分権に対する抵抗は強い。

地方分権改革は、個性豊かな地域社会を形成し、少子高齢社会への対応などの諸課題に迅速・的確に対応するため、住民に身近な地方へ権限と税財源を移譲し、地方の自主性・自立性を高め、地方の実情に対応できる総合的な行財政システムを確立しようとするものである。

そこで、本日、八都県市は、今後の地方分権改革が、地方の自主性・自立性を高める真の地方分権改革となるよう、次のとおり意見を表明する。

- 1 政府は、地方分権改革を進めるに当たって、次のことに留意すること。
 - (1) 各省庁の個別利害にとらわれず、地方の求める真の地方分権改革を「政治主導」で実現すること。
 - (2) 地方分権改革推進委員会が、地方の意見を十分に尊重し、「あるべき地方分権改革の姿」を提言できるよう配慮すること。
 - (3) 地方分権改革の意義について、国においても国民の視点に立った広報を積極的に展開し、国民的議論を形成すること。

2 国は、外交、防衛、司法等のほか、国による戦略的な取組が必要なものなど、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方にゆだねるという地方分権改革推進法の基本方針にのっとり、国と地方の役割分担の見直しと権限移譲を進め、国による関与、義務付け・枠付け等を大幅に廃止・縮小するとともに、国と地方による二重行政を解消すること。

また、国の地方支分部局の整理に当たっては、行財政改革を徹底的に行い、国と地方の役割分担の明確化を図った上で、地方が行うべきものについては、地方に対して事務・権限等とそれに必要な財源とを一体的に移譲すること。

3 地方分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築に向けて、国と地方の役割分担に応じた税財源の充実確保等の観点から、次の改革を一体的に推進すること。

(1) 税源移譲に当たっては、地方が担うべき事務と責任に見合った税源配分とするため、消費税等の基幹税からの税源移譲を実現すること。

(2) 地方交付税制度の改革に当たっては、地方固有の共有財源であることを明確化した上で、国による義務付けや政策誘導を排除するとともに、国の歳出削減を目的とした一方的な交付税総額の削減は行わず、地方の安定的財政運営に必要な交付税総額を復元・充実すること。

(3) 国庫補助負担金改革については、国の財政再建や各省庁の個別利害を優先することなく、国と地方の役割と責任の在り方を踏まえて、真に地方の自由度・裁量度を高める改革とすること。特に、これまでの改革で見受けられた補助負担率の引下げや、単なる補助金額の縮小・交付金化は、国の関与・規制が依然として残るものであり、断じて行わないこと。

4 新たな地方税財政制度の検討に際しては、我が国最大の大都市圏である八都府市の行政需要が的確に反映されるなど、それぞれの地域の特性に応じたものとする。

- 5 地方公共団体の財政の健全化に関する法律などにかかる各自治体の実態を表す財政指標を整備するに当たっては、地方分権の趣旨に則し、多様な自治体の抱える事業等の特性、公共性、行財政需要を適正に反映したものとすること。
- 6 地方に関わる事項の政府の政策立案等に関して、地方の意見を反映させる仕組み（「(仮)地方行財政会議」）を法律により設置すること。
- 7 政府による「道州制ビジョン」の策定に当たっては、地方の参画の下、新しい国家像をつくるという導入の理念を踏まえ、中央省庁の大胆な解体再編を含めた、国と地方の役割分担の根本的な見直しなどについて、十分な議論を行うこと。また、その際には、国の都合による行財政改革や財政再建の手段として行うことなく、真の分権型社会の実現を目指すこと。

なお、道州制の議論いかにかわらず、地方分権改革を着実に推進すること。

平成 19 年 11 月 12 日

八都県市首脳会議

座長	千葉県知事	堂本	暁子
	埼玉県知事	上田	清司
	東京都知事	石原	慎太郎
	神奈川県知事	松沢	成文
	横浜市長	中田	宏
	川崎市長	阿部	孝夫
	千葉市長	鶴岡	啓一
	さいたま市長	相川	宗一